

熱海市逢初川源頭部説明会（午後の部）

議 事 録

本議事録は、逢初川源頭部における質疑応答について作成しています。

1 説明会

- (1) 開催日 令和5年3月19日(日)
- (2) 開催時間 開会 午後1時 閉会 午後2時20分
- (3) 開催場所 熱海市役所第1庁舎4階第一会議室

2 内容

- (1) 逢初川源頭部不安定土砂撤去工事(行政代執行)の状況 【静岡県熱海土木事務所】
- (2) 逢初川源頭部北側隣接地の状況 【静岡県盛土対策課、廃棄物リサイクル課】

3 議事詳細

司 会	<p>定刻となりましたので、ただいまより、逢初川源頭部北側隣接地等の説明会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、熱海市長齊藤栄よりご挨拶をさせていただきます。</p>
市 長	<p>市長の齊藤でございます。今日は逢初川源頭部北側隣接地等の説明会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>まず、伊豆山土石流災害では、先般、行方不明になられていた方の御遺体の一部が発見されました。改めまして、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。また現在も避難生活を余儀なくされている方々には、大変ご不便をおかけしております。熱海市といたしましても、国、県をはじめ、関係機関と連携を図りながら、復旧復興を最優先課題として、1日も早い復興に取り組んでいるところでございます。</p> <p>災害対策基本法第63条の警戒区域の解除時期の見通しと伊豆山への帰還の時期についてでございます。警戒区域の解除につきましては、国の直轄工事による新設砂防堰堤の完成、それと静岡県の行政代執行による逢初川源頭部の不安定土砂の撤去、この二つを前提に地域の安全が確保された後に、速やかに解除して参りたいと考えております。現時点でこの新設砂防堰堤工事は、既に完了しております。そしてもう一つの不安定土砂の撤去につきましても、概ね出水期までの完了を見込んでおり伺っておりますので、予定通り進めば今年の夏の終わりまでには、解除させていただきたいと考えております。</p> <p>一方で、源頭部北側隣接地の安全性について住民の皆様から心配する声があることから、昨年12月に川勝静岡県知事に対して、安全性の検証と住民の皆様への説明を行っていただくよう要望を行いました。そして本日、この説明会を開催することとなったわけでございます。</p> <p>今日は、静岡県の職員の皆様にもお越しいただき、この源頭部北側隣接地における安全性を主に説明をしていただく場を設けさせていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>では、続きまして本日の説明会には、静岡県の職員の皆様にも多数ご出席をいただいております。代表いたしまして、静岡県くらし環境部理事より、ご挨拶をお願いいたします。</p>
県理事	<p>本日はお忙しい中お休みの中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。初めに亡くなられました28名の皆様のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族の皆様にご改めにお悔やみを申し上げます。また被災された方々に対しましては、県の方も市と協力して、できるだけ支援をして参りたいと思っております。</p>

	<p>いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、先ほど齊藤市長からもお話がありましたように源頭部の工事とその後残された土砂ですね、その辺りの安定性に非常にご心配の声があるということをお聞きしています。また周辺の土地ですね、その辺りもどういうふうになっているのかというようなお声も聞いてますので、その説明をさせていただきたいと思っております。工事につきましては、後程詳しく説明いたしますが、源頭部の工事でも5月末を目指して今、進めているところでございます。また国の方の砂防堰堤の工事でも終わりました、源頭部の土砂の撤去とそちらの砂防堰堤が合わされば警戒区域の解除に向けてあとは進んでいくという形になると思います。工事の方はまだ続きますので、土砂の搬出については市道等も通ります。引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたいと思います。</p> <p>また、源頭部辺の話についても、今どういう状況かということをご説明させていただきますので、また説明が終わった後、質疑の時間もありますから、その時に分からないようなことがあれば、再度質問いただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。続きまして、本日の説明内容につきましてご説明申し上げます。お手元の次第、スクリーンにも投影してございますけども、次第に沿って進行をして参ります。まず初めに、次第2の(1)逢初川源頭部不安定土砂撤去工事の状況と(2)源頭部北側隣接地の状況につきまして静岡県からご説明をいただき、質問をお受けした後、次第(3)その他としましていわゆる第2の盛土と言われる箇所等の状況について説明をさせていただく予定としております。</p> <p>なお、これから説明いたします箇所の位置につきましては、お手元A3の1枚紙「対応状況図」をお付けしてございます。そこに位置等は記載しておりますので、ご参考としていただければと思います。</p> <p>それでは、初めに逢初川源頭部不安定土砂撤去工事、行政代執行の状況につきまして、静岡県熱海土木事務所より説明いたします。</p>
熱海土木事務所	<p>皆さんこんにちは。逢初川源頭部について説明をいたします。今、司会の方から説明がありましたA3の写真の①、土砂の盛土と書いてあるところの説明になります。前にパワーポイントで示しますけれども、お手元にA3の折り込んだものですが、同じような写真、それから資料をつけたもの、両面になっておりますけれどもそちらを見ながら聞いていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。</p> <p>本工事につきましては、源頭部の不安定土砂約2万m³を撤去いたしまして、熱海港の仮置き場に運搬するという工事でございます。現在伊豆山地区の立ち入りが制限されている警戒区域が解除できるよう、今年の雨季前、令和5年5月ごろの完成を目標に今工事の方を進めております。航空写真をご覧ください、白い線で示しております2か所に工場道路というものを設けまして、そこから掘削した土砂の搬出をしております。土砂の撤去する範囲、掘削する範囲は、赤く囲った3か所、こちらで行います。まず上の2か所につきましては、土砂をすべて撤去いたします。また左側の大きい箇所になりますけれども、こちらについては、安定勾配となるよう土砂を掘削いたします。</p> <p>今、最後に説明いたしました一番大きいところですが、その断面図になります。こちらにつきましては、2割3分の安定勾配にするということ、それから掘削後は、雨が降っても削れないように表面に植生を行い、排水対策を実施して参ります。</p> <p>工事の進捗の状況でございます。昨年10月に工事に着手いたしまして、今年の1月から、工所用道路それから航空写真のところで黄色く示しておりますけれ</p>

	<p>ども、土留め工の設置を開始し、現在2月末から工事の方に着手して土砂の掘削、運搬を実施しているところでございます。</p> <p>工事の状況でございます。前の写真をご覧ください。まず左上に示したものでございますけれども、航空写真で黄色く示したところの、土留め工でございます。適用範囲の土砂が撤去範囲の下流側に設置いたしまして、土砂の流出を防止するものでございます。それから右側になりますけれども、現在の掘削状況の写真でございます。こちらの土砂の搬出状況、それから基準値以上のフッ素や鉛が検出されたことから、大型土嚢に土砂を詰めて、ダンプトラックに載せております。ダンプトラックにはシートをかけまして、土砂が道路上に落ちたりすることがないようにしております。工事中におきましては、資材それから土砂の運搬する車両が現場周辺から熱海港までの間を往来いたします。注意して作業を実施して参りますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、令和3年の7月の被災以降、源頭部に計測機器を設置しております。その状況について簡単に説明をいたします。当事務所では、源頭部に被災直後の7月から昨年9月まで計測機器を設置しております。雨量計、それから地盤伸縮計、傾斜計を設置しまして、雨量の計測それから地表の変位傾斜の方を計測して参りました。</p> <p>まず雨量の状況でございます。発災時の雨量は、熱海観測所におきまして、令和3年7月1日から7月3日までの間で、連続雨量としては408mm、期間雨量としましては449mmを記録しております。この大雨で、伊豆山での土石流のほか、熱海市内では法面崩壊による伊東線の運休、それから沼津市になりますけれども、橋脚の沈下による規制で黄瀬川大橋が通行止めになったということもございます。発災後は、8月15日になりますけれども、時間雨量で47.5mm、図でいくと赤いところ矢印を示しておりますけれども、そこが8月15日ですけれども、また連続雨量につきましても179.5mmの大雨を記録しました。この一連の大雨で、源頭部の一部が小崩落を起こしております。お手元の資料、それから前の画面にもありますけれども、画面では左下になりますけれども、この8月15日には、伸縮計が0.5mmの軽微な変更を捉えましたが、その後の動きに変動はなく収束しております。これまでですね、いずれの伸縮計も顕著な変動は見られておりません。</p> <p>次に、変位の計測を伸縮計で行っておりますけれども、変位の伸縮計の結果を補足する傾斜計というものも設置しております。こちらにつきましてもいずれもですね、顕著な変動は確認されておられません。ただ左岸側の伸縮計のBK5というところがございますけれども、令和4年の3月以降ですね、微小な変動がございました。しかしながら、この周辺の斜面に異常は確認されておられません。これまでの土石流発災時を上回るような連続雨量や時間雨量を観測しておりますけれども、源頭部周辺での顕著な変動は観測されておられません。工事に伴いですね、一部の計器を撤去しております。工事中は施工業者が現地にありますので、現場確認を徹底して工事の方を進めて参ります。熱海土木事務所の説明は以上になります。</p>
司 会	<p>ありがとうございます。次の説明の準備がございますので、少々お待ちください。</p>
県盛土対策課	<p>すみません、皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、お時間いただきましてありがとうございます。本日は、今後予定している災害警戒区域の解除に向けて、逢初川源頭部の北側隣接地の安定性について、説明したいと思います。</p> <p>最初に、お手元の方にA3の土地改変行為に係る対応状況図が、ございます。そちらの方を見ていただきたいと思います。今、熱海土木事務所の方から、①と書かれている土砂の盛土についての行政代執行について、説明をしたところにな</p>

ります。引き続き、その上流側の方の6'と書いてある「土砂の盛土」の北側隣接地を説明したいと思います。位置の関係を少し押さえさせてもらいました。ちなみに、先ほど話があった土砂の盛土の行政代執行は、当時、熱海市の方にA社の方が、土採取条例に基づく届出を行っていました。それに伴って、撤去の措置命令を静岡県が行っており、その命令に応じなかった、撤去に応じないものですから、A社に代わり県が行政代執行として、撤去を行うことになっています。今後、工事が完了した後、撤去に要した費用は当然求償することになります。では、座って説明していきたいと思います。あと資料は、パワーポイントになっていますから、スクリーン画面の方を見ていただきたいと思います。

逢初川土石流の原因究明ということで、県では、逢初側源頭部で起きた土石流の原因究明のため、発生原因の調査検証委員会を行っています。この中には、行政だけではなく、技術の専門家として土木学会や地盤工学会や砂防学会から推薦を受けて派遣された大学の教授の先生方3名の方から、ご助言やご意見をいただきながら、発生原因を究明しております。結果については、静岡県のホームページで公表しております。併せて検証委員会での議事録等も載っており、結果は誰でも確認することができます。本日は、公開している資料から抜粋して、源頭部北側隣接地と呼ばれる場所の安定性について、説明したいと思います。

最初の資料です。これは航空写真で、平成20年12月12日に撮られた写真になっております。赤く丸で囲われた部分が本日説明する北側隣接地の盛土という部分になります。当時の状況の分かる写真となっております。併せて、この赤い丸の囲った部分の下流側が、今回土石流災害発生した場所になりますが、見ていただくとおり、まだ多くの盛土はされてなく、北側隣接地の盛土の状況が分かる写真となっております。

次ですけれども、これは北側隣接地の位置関係です。画面上では真ん中の緑色の部分になります。北側隣接地の盛土は谷を埋めている可能性が高く、逢初川最上流部に位置し、集水面積も小さいため表流水が集まりにくく、併せて比較的谷も浅く、これまであまり侵食を受けなかったため、水が集まりにくいというふうに考えている状況となっております。

次です。これは、地形改変の状況を航空写真やレーザー測量の結果を基に作成した地形図を基にした地形改変履歴になります。これにより、青色が濃くなるに従って切土が深くなり、赤い色が濃くなるに従って盛土が高くなるという標高差として示されているものになります。結果として、鳴沢川の上流の青色部分の土が時期的に北側隣接地の盛土として盛られたというふうに考えています。実際に現地を見ますと、この北側隣接地の盛土というのは、赤井谷の由来になっているかもしれませんが、赤褐色の色となっています。併せてこれが現場で採取した土になっていて、このような赤い土となっています。逆に土石流災害を引き起こした土と思われるのがこの黒い土になるんですけども、平成21年以降に源頭部周辺で発生したのではなくて、神奈川県等の県外等から運び込まれたようなものというふうに予測しており、現場の方も見ていただくと、黒っぽい土でして、先ほどの北側隣接地の赤褐色の土とは、明らかに違うと当方は考えています。

なお、この赤褐色の土と黒っぽい土はそれぞれ土質試験を行っています。土質試験によってその土の成分等を確認しているんですが、黒っぽい土に比べて、この赤褐色の土は透水性が相当良いということも分かっています。このことから崩壊した盛土は水を通しにくく、その一方で、底面付近の地層では極めて水を通しやすいということは確認しています。

今回紹介する北側隣接地の盛土は非常に水を通しやすく、崩壊した盛土とは別の土砂であり、併せて先ほど説明したように施工した時期も違うのではないかと考えていることから、別の土砂と考えているところになります。

	<p>あと、逢初川源頭部の表流水も少し紹介したいと思います。3日間、観測された合計の雨量が最大という話はよく聞かれると思います。けれども、その一方で今回土石流災害が起きた日の1時間あたりの最大雨量としては、結構発生しているという状況があります。その時、現場がどのようになっていたかということで、土石流災害が起きた後に現場の方の確認をしております。いずれも痕跡、この降った雨水が、土石流災害を引き起こす原因になったということで考えるならば、それ相応の大きな傷跡なり、そういったものがあるのではないかとということで現場を確認させていただいてるんですけども、そちらの方が少し見当たらないので、県の見解としては、痕跡が見当たらないというような表現をしています。なお写真の13の青い矢印は、道路の勾配がこちら側からこちら側の方の勾配になっていることを示しています。なかなか谷の方に向かっていくのは難しいと考えているため、そういったことも報告書の方で、記載させていただいています。</p> <p>以上のことから逢初川源頭部の北側隣接地は、標高が比較的高い場所にあるため、盛土内に地下水や表流水が集中しやすい場所ではなく、源頭部北側隣接地の盛土の土砂は水を通しやすく、崩壊した土砂とは別のもので、併せて崩壊後も北側隣接地の盛土は変状がなく、盛土内の飽和線、水位が上昇する傾向も見られていないとの結果から、源頭部北側隣接地の盛土は、崩壊した盛土と同じように崩壊する可能性は低いと、県としては考えているところであります。</p>
<p>県廃棄物 リサイクル課</p>	<p>続きまして、前のスクリーン、それからお手元の図面で言いますと、6と記載されておりますところがございます。三角形の点線で囲まれた部分でございますけれども、ここの産業廃棄物について、県の考え方と現在の取組みについてご説明させていただきます。</p> <p>この6の区域には、建物の解体工事に伴って生じた産業廃棄物であります。瓦れき類が推計になりますけれども、1500㎡が平成21年頃から、前の土地所有者に関連した者らによって持ち込まれました。これらの瓦れき類は、本来持ち込んだ原因者により撤去される、或いは撤去すべきものでありますが、この一帯の土地を取得した所有者が、平成25年4月ごろに土の中に埋めたため、現在は廃棄物がむき出しになっているという状況はございません。</p> <p>しかし、この区域に産業廃棄物が埋められたことは事実であり、県は廃棄物を撤去するよう現在の土地所有者に行政指導をしております。ただいま説明したとおり、現在6の区域に残っている廃棄物につきましては、土の中に埋められている状況にあって、これらの瓦れき類が外部に流出したり、この区域を流れた雨水等を汚染するという事実は確認されておられません。先ほど県の盛土対策課から、源頭部北側隣接地は安定している旨の説明がありましたとおり、現時点でこれらの瓦れき類があることによる崩落の危険性は低いと考えております。このため、県が現在の土地所有者に代わって代執行により廃棄物を処理することは予定をしております。この廃棄物に関しましては、現在、現在の土地所有者に適正に処理するように指導しているところでありますが、具体的な計画が進んでいないため、今後も粘り強く行政指導を進めて参ります。現在の土地所有者が、具体的に廃棄物を処理することになったときには、現地の安全性等にも十分配慮しながら、早期に処理が進むよう指導して参ります。廃棄物について、廃棄物リサイクル課からの説明は以上でございます。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。それではここで一度質問をお受けいたします。ここでの質問につきましては、ただいまご説明のありました不安定土砂の撤去工事と北側隣接地の状況に対する質問をお受けいたします。質問のある方につきましては、その場で挙手をしていただき、指名を受けてからご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、係の者がマイクをお渡しいたしますので、マイクを用いての発言をお願いいたします。それでは、質問のある方、挙手をお願いいたします。</p>

住民1	<p>先ほどのご説明の中で、現在の土地所有者に辛抱強く産業廃棄物を撤去するというを指導していくというようなことをおっしゃっておりましたが、非常に聞こえのいい文言だと思うんですけども。辛抱強く指導するっていうこの表現に対しての見通しだったり、責任だったり、そういうようなものはあるんでしょうか。私たちが住んでいる一番上のその水源地となるであろうそういうデリケートなところにこのまま産廃が埋められているというのは、非常に不快な気がいたしますし、土地が安定しているからそのまま置いていいのかっていうと、産業廃棄物の成分というのは、長年地面に浸透していく性質のものだと思います。そして、土地所有者がその産業廃棄物を撤去する意思と経済的な力量だったりとか、そういうようなもの見通しというのは果たしてあるんでしょうか。もしそれがなく、辛抱強く指導するというような表現というのは、未来永劫このままの状態に残される可能性があるという表現に聞こえるんですけど、いかがでしょう。</p>
県職員	<p>ご質問、ありがとうございます。現在、現土地所有者の方に対しての指導なんですけど、今何度か現土地所有者の代理人という方とお話をさせてもらっています。なかなか今の状況にしてしまったということも踏まえて、お金があるかどうかというところはよく分かりませんが、撤去に向けた行動についてはやっていきたいということは、表示はしているんですけど、なかなか進まない。そこら辺のところをちょっと粘り強くどういうふうなスケジュール感でやっていくかということは何回か交渉させていただいております。現時点で、廃棄物がどういう状態に入れられたかということについては、相手側から説明を受けています。どういう状態になっているかということ、色々説明は聞いているんですけども、この先どのように撤去に結びつくかというところは、相手側も色々考えているようではありますけども、これが撤去に結びつくかどうかというところは、現時点では相手側の動き次第ということになっていまして。現時点で私の方でちょっとご説明することはできませんけども、その辺については県としても、最後まで適正に処理するよう指導していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
住民1	<p>これで納得される方って本当におられるんでしょうかね。何で、いつまで何年何月までに撤去するという明確な目標っていうのは立てられないんでしょうか。例えばそれが果たされないんだったら、引き続き公の行政代執行を行うみたいなそういうプランニングっていうのは皆さんできると思うんですけど。この水源地の下部に住んでいる人間というのは、やっぱりそこから浸透してくる水、子供たちがひよっとしたら下に公園をつくるみたいな話も少し伺ったんですけども、そこに流れる水の上流に引き続き何が埋められているか分からないようなものがあるとしたら、とても公園なんていうこと言えませんし、観光地である熱海市の山の上部に、産業廃棄物がいつ撤去されるか分からないものがずっと埋まっているっていうのは、非常にその心象としても悪いものとなると思うんですけど、なぜいつまでにできるっていうことが言えないんでしょうか。その理由をぜひお示しください。</p>
県職員	<p>その辺については、現土地所有者の方がどういうふうにやっていくべきかどうかということ、色々県と話をしながら進めたいということは言っているんですけども。その辺のスケジュールをなかなか言わないので、相手側のそれについて我々も、いつまでにというところは、お話はさせてもらっていますけども、まだ相手側も話をしないものですから。これは今までもずっと同じように相手側と話をしていますので。</p>
住民1	<p>報道を今まで見てきますと、この現所有者だか分かりませんが、かなりご高齢の方で、その後お亡くなりにもなってしまうと、その後の責任の所在だっ</p>

	<p>たりとか、土地所有者がそれを例えば放棄するっていうことになるとしたら、この問題って永遠に片付かない問題になってしまうと思うんですよね。なぜこういう問題をその法廷に持って行って、そこのあたりで裁いてもらって、そしてその現所有者とかっていうとぼけた人を締め上げることができないんでしょうかね。感情的な表現かもしれませんが、すごくそれを強く感じます。</p>
<p>住民2</p>	<p>今後ろの方が言われたこの上の残ってる2万㎡のね、これが安定してると。だから手をつけないということをあなた方おっしゃってるようだけでも、あと5年経つとね、多分ここにいる人は誰もいない。多分、あなたたちは。あなたもね。でも、私らは谷こそ違え、あの水立とか鳴沢川の流域に住んでるんです。これから孫、さらにひ孫ぐらいまでの生活を考えて生きていますよ。大事な問題なんです。観光地としてもそうだけど、あの場所は鳴沢川の上流であり、逢初川の上流ですよ。そこから谷が分かれてるんだから。その頭の上にあんなものがある。さっきの方と同じなんだけど、これをなぜか現所有者に取り込まれた人達が、熱海市中いっぱいいるから言えないってことは分かるよ。だけどな、君たち来なくなるからいいけど、俺は孫の代まで生きようと思ってあそこで一生懸命頑張っているんだよ。</p> <p>今、南海トラフの問題とかいろいろある。関東大震災から何年経ってるか分かる。100年は経っているよな。てことはね、この間の東北の地震じゃないけれども、日本がああいうふうになるかどうか別にしただけど、これだけ急峻な山で何で水立って言うかと言うと、下から見ると水が立っているように見える、つまり急傾斜の滝のように見えるから、水立って言うんだよ。そういう所にあんなものがある。さっきまた戻すけども、南海トラフや何か連動して起きて、東日本大震災よりももしかしたら大きいのが起きるかもしれない。その時にこれが動かないという保証がどこにあるんだ。それがまた来るかもしれない。幸い俺は谷が違って、娘の同級生が亡くなったけど、うちの娘たちは何でもなかったけどね。みんな大人しいから良いけども、俺の身内があれだったらあんたたち無事じゃいられないよ。それは脅かしでも何でもない、気持ちとしてはだよ。これをどかさせないっていうのは誰が考えたっておかしくないか。一番頭のとっぺんにあるんだぜ。水の問題をまた言うと面倒くさいから言わないけど、もともと七尾って言ったってこれは七尾どころか、尾根が七つあるから七尾だけど、そうじゃないんだよ、もっとたくさんあるんだよ。子恋の森がそう、半分にまだ広げきれないぐらいの。こういうところで、そこで水があるから昔、俺が来たのは57年前だけど、すべての旅館が山の水を使っていた。今どこもないけども。使えていない、山が汚されたからね。</p> <p>個人的にはね、この山の上部はね、林野庁から頼まれて亡き先輩と一緒に随分歩いたから。あの山のことは知っているけれども。だけど、俺たちが一番気にするのは、残ってここで生きなきゃいけない人間が気にするのは、あそこにまだあれだけのものがある。あれがまた落ちてきたらどうするって話で、金があったら現所有者から買いたいよ、俺は。ないからできないけど。そのぐらいのこと市が考えてやってもいいんじゃないか。市長さん、あなたには俺は随分言ったよな。全然やらないじゃない。もっと細かく言うと後ろの人らがもっと不安になるかもしれないけど、現実にこの土を何とかする方法を考えてくれよ。あんたらは良いよ、5年経ったらいないよ、誰も。俺はまだ5年ぐらい生きるよ。町内会もそうだけど、5年経てば死んじゃうような連中が復興だなんて言ったら、そんな話は聞けない。まずこれをちゃんとやることを約束してくれよ。今ここで。死んだら、誰が責任取るんだ。誰も責任取らないじゃないか。市はどうなんだよ、お前らどう考えてるんだよ。お前らという言葉が良いかどうか分からないけれども。俺達だって一生懸命生きてるんだよ。これ以上言うと喧嘩になりそうだからやめ</p>

	<p>ておくけれども。現実、あれがね、「問題ありません。」で地震が来たらどうする。この間以上の雨が来たらどうする。同時に起きることだってあるじゃん。その頃には私たちはいないって思わないでよ。俺らここで生きていかなきゃいけないんだから。その土砂のことについては、かなり現場は僕はもう何十回も行った。捕まる覚悟で。市長みたいに行ったこともなけりゃね、初めて見るなんて人間じゃないんだから。非常にあそこがソーラーも含めて危ない状態にあること全部分かっている上で俺は言っている。だから、それを何とかしてくれ。これが住んでる人の見解だよ。県の職員、あんたたちは市から言われてないんだから、市の報告があればやったんだということを言ってるようだけれども。そうじゃねえだろう。市はもっと確かに罪は重いと思っている。現場にいるんだから。ちゃんとやってくれ、ちゃんと。みんながみんなおとなしいわけじゃないぞ。その辺でやめとこうか。とにかく今こちらが言ったように、山の上にあるんだから何とかして欲しい。</p>
<p>司 会</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p>
<p>住民3</p>	<p>皆様お疲れ様です、よろしく申し上げます。まず最初にちょっと気になったのが、こちらの資料なんですけれども、2008年の12月12日。平成20年の航空写真ですね。こちらD工区、E工区も工事が始まっているので、2008年度であることは間違いないと思うんですけれども。北側隣接地の盛土、ここしか盛土が行われていないというふうにさっきご説明があったと思うんですけれども。これ2007年の6月5日の写真ですね。これ見て分かるとおおり、ここ発災時点です。発災地点の土採取規制条例の範囲まで盛土が行われているんですね。他の資料でも明確にそれが出てきています。これ県が5条森林の違反の時に出した復旧計画図の資料の中にあるものなんですけれども、要はこの範囲の是正をかけたというものです。だから先ほどのこの2008年の隣接地の盛土の下の所に盛土があるんです。分かりにくいだけで。間違いなく盛土がなされているということになります。これ静岡県の原因究明の最終報告書でも2008年まで盛土がされてない範囲というので挙がっているんですけれども。これは誤りだと思います。今回のこの土が残るということは、実はかなり早い時期から予想していました。発災した2か月後に私、模型を作っているんですけれども、その模型でもこの上の土砂が元々盛土であるということを知るように作成しています。何でこれに着目していたかという、取り残される可能性が非常に高いというふうに当初から予想していたからです。なぜかという今回の災害が激甚災害の指定を受けて、復旧を行うという中でその激甚災害の対象に、他方から持ち込まれた盛土というのは対象にならないと、過去の事例で明確に出ているんですね。てことは、この土を取ることは別の方策を考えないと取ることができないと。これについてはかなり早い段階から、複数名の方をお願いをして、何とかできないかということをお伝えしていました。結果的には、静岡県の原因究明も土採取規制条例の範囲に限定されています。百条委員会の方もその範囲を超えないような形で報告書がまとめられているので、結果的に土採取規制条例の範囲にしか着目しなかったことがその地域の周囲のですね、危険な盛土を残置する結果に繋がったのではないのかなというふうに思っています。これはずっと一貫主張してきているところです。これに関しては、静岡県さんに3回ですか、質問状を送らせていただいておりますので、ご理解いただいていると思うんですけれども。結果的にこういう形になってしまったことについては非常に残念です。引き続きもう土地所有者にお願いするしかないという現状かと思うんですけれども、非常に障害になってくるのが実態的にですね、これ5条森林の違反があった時に県が行った指導ですね。これ法的に悪いとは言えないんですけれども土の撤去を求めているんです。この時。下の盛土でもそうです。一貫して土の撤去を土地所有者に求めている</p>

	<p>です。簡易な排水と緑化を行ったけど。今回発災した一番大きな原因はこの、もともとの当初の盛土に瓦れき類とか、産廃とか木くずがいっぱい混じっているんですね。この上にさらに盛土が行われたと。要は下の不安定な土砂の上にさらに盛土を行ったことが、一番大きな原因かなと思ってるんですけども。静岡県はこの盛土を原因究明から外しています。今年の静岡県の行政対応の特別委員会の報告書にもありますけれども元副知事が、この源頭部の上の盛土については、過去の盛土について検証すると問題が複雑になるというようなことを言われていまして。検証に加えるべきではないというふうに明確にお答えいただいているんですけども。正確にはこの上だけじゃなくてですね、盛土の下にもあったわけですよ。これを検証に加えないというのは非常に私としては納得できないということで、ひたすら声を挙げてきたというところですよ。</p> <p>盛土の残地についてなんですけれども、法人がこちらの残土処分について検証を行っています。令和3年3月ですね。その中では、3案出されていまして、基本的には全量撤去しかその恒久的な対応としてはないというような検証結果がなされているんですけども、今回の検証結果というのはその三角形のあくまでも応急対策中期、応急的な対応という対策を選択されたのかなというふうに思っています。水平ボーリングをやるのが証拠になるかと思うんですけども、結果的にその長期的な対策ではないということも、きちっとご説明された方がいいかと思えます。先ほどの質問ですけども、なぜ2008年より前の盛土についてきちっと評価しないのかということについてちょっとご意見お伺いしたいと思います。</p>
県砂防課	<p>今ご質問いただいたところの場所というのが、具体的にどこの場所か教えていただきたいんです。発生原因の調査報告書を9月に公表しておりまして、そのときの第3章のところ、これまでの盛土の経緯というところをまとめさせていただいています。ですので、その時に過去にそのこの改変行為がどういう形で行われてきたのかというところは、そこで一応把握した上で、盛土の崩落原因というのを調べて、公表していったということがございます。ですので、今ご質問あったところの部分というのが、具体的にどこの部分をおっしゃっているのかというのをまた後程教えていただけますか。</p>
司 会	<p>申し訳ございませんが、他にもご質問された方もいらっしゃると思いますので。もしよろしければですね、この後のまた最後に質問の時間設けておりますので、一度次に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。また質問は後で確認いたしますので。</p>
県職員	<p>今の廃棄物については、皆さんの不安があると思います。いろいろな段階を迫って、今県のほうでやっていきたいと思っておりますので、私としてはしっかりこれを撤去してもらいたいと思っております。それは然るべきプロセスを経ていくものだと思って、今その途中だというふうに理解しております。これについては皆さんの不安を払拭するためにも、撤去をしてもらいたいというふうに考えております。</p>
司 会	<p>では、申し訳ございませんが、一度次に進めさせていただきたいと思えます。それでは、次第のその他でございます。ただいまの説明箇所以外の土砂崩落箇所の周辺の状況につきまして、ご説明をいたします。初めに、いわゆる通称第2の盛土と言われる箇所の状況につきまして、県東部農林事務所よりご説明をいたします。準備をいたしますので、少々お待ちください。</p>
東部農林事務所	<p>皆さんお世話になります。私の方からは、通常第2の盛土と言われているところ、そちらの方の指導状況等について、ご説明をさせていただきたいと思えます。内容につきましては、地元の岸谷地区の自治会の役員の方に何回かちょっとご説明させていただいているので、内容が重複するかもしれませんがご了承お</p>

願います。

まず、皆さんのお手元にある航空写真ですね、そちらの方の②番の太陽光発電施設、あと③番の緊急伐採箇所、あと⑦番の土砂投棄箇所という、こちらの方を一体として今指導しているというような状況です。この3か所の開発行為につきましては、県では関連した一体性のある開発行為ということで判断しまして、森林法に照らして問題があるということで、現在所有者に対して是正指導を行っている。で、そのうちのこちらの2番、太陽光発電施設については、こちらの方宅造法も許可がおりているところなものですから、基本的には法を所管する熱海市さんの方で主体的な指導を行っている。それに対して、こちらの土砂投棄箇所と緊急伐採については、森林復旧するという目的があるものですから、県の方で、指導しているということで、現在先行してまず危険性のあるこの土砂投棄箇所と、緊急伐採箇所を今指導しているというような状況でございます。

指導状況について、まず概要の方の流れを説明させていただきたいと思えます。過去の経緯ですね。県としましては、令和3年の12月に森林内における開発の行為の中止と土砂流出の防止災害対策ということで、それに関わる計画書の提出を指導文書を出して、指導いたしました。基本的に林地開発制度に関する問題の程度については、所有者と県の見解が相違しているところがございますけれども、所有者側が県及び市の指導に従うというような姿勢を示しているものですから、それに基づいて指導を進めてきたと。まず最初に、危険性を除去するというのは大事なものですから、早急的な対応として応急復旧計画書の提出を指導いたしました。昨年5月6日に計画書の提出がされたものですから、9日に計画書の承認をいたしまして、まず早急な安全対策をとるということで、工事を先行してやらせたというような状況でございます。内容につきましては、とりあえずその上流から来るその土砂を止めるための仮設沈砂池だとか、あと谷部に水が流れないようにするために土堤を作るということで小堤を作らせたりとか、あとその斜面上に播種をしてまず緑化を図るということでその3点についてまず応急的にやらせたという状況です。で、それを受けて6月14日にとりあえずの応急復旧は完了いたしました。ここから本題でして、最終的にそこを復旧しろという話で、まずその恒久復旧計画書を出しなさいという指導をしまして、11月11日に先方から提出された。内容を精査しまして、17日に恒久復旧計画書の3番と7番ですね、緊急伐採箇所と土砂投棄箇所をまず最初に手をつけるということで、部分承認をしたという形になっております。これ参考なんですけれども、応急復旧の後の施工状況ということで下流側に大型土のうを設置した仮設の沈砂池ですね、これはそういうところの状況です。こちらは谷部に水が流れ込まないようにするための小堤を設置されたということで、これを全体に設置したというようなものになっております。これと併せてなんですけれども、その管理体制ということで、一応市と県の方で毎週現場のパトロールを実施していると。それに対して何か不備があったりとか補修箇所等あれば、その都度指示してやらせていたというような状況です。これは現在もやっております。毎週確認しながら向こうに指導しているというような状況です。ちなみに、下の仮設沈砂池の方の土砂の流出状況も確認してまして、これ昨年の6月、或いは応急復旧の工事が終わった直後の状況で、こちらも大体昨年台風シーズン終わった後ぐらいの状況で12月ぐらいの状況なんですけど、泥だまりの状況としては、ほぼほぼ土砂が出てないかなというような状況です。これについてはやはり上流側に設置したその水を止めるその小堤がかなり効いているのかなというのと、次の写真なんですけども、斜面上にかなり種を撒きまして、播種したと。これ令和3年の11月の状況なんですけれども、これ1年経った令和4年の10月末ですかね。大体こんな形で大分表面緑化が進んだということで表土浸食が少なくなったという

ことで土砂の流出はある程度抑えられたのかなということで応急復旧の工事の成果かなという形です。

次なんですけれど、ここからが本題で、恒久復旧、最終的にどういう形でここを復旧していくかという話なんですけど、当方としまして一応指導の中心、重点的な部分なんですけど、まずここですね、ここは土砂投棄されているものですから、不安定な土砂がですね要は配置されているというような状況なんですけど、基本的にはこの土砂を何とかしなさいよと。それと併せてなんですけど、こちらの上の平地。地盤がしっかりしているんですけど、しっかりし過ぎて要は全然草木が生えてこない。裸地ですね。裸地になってるここについては、ある程度保水能力を高めるためにはとにかくこの土砂の撤去と、こちらの緑化ですね、森林に復旧するというのは大前提。この2つに注視して指導を行ったというような状況です。

全体的な工事の流れなんですけど、まずここについては基本的には土砂を撤去すると。植栽に使うような土は若干残しますが、基本的に撤去すると。で、こちらの上については先ほど説明したように森林に復旧するというので、こちらの土砂の一部を利用して、まず客土として利用します。現状地盤が硬く、植生工は適さないところがあるものから、こちらの方も若干利用しまして、全面に植栽をします。不要な部分については、場外に出して、法に基づいて適正処分するという形になります。そのあと周辺に種を含んだ植生シートを設置しまして、土砂の流出を防止すると。さらにですね、その外側にさっき見せたような土堤ですね。土の堤を作って、排水のコントロールをしたいということで設置します。ただその小堤に溜まった水を谷部に落とすわけにいかないものから、基本的にこの中の一番、尾根部で安定している部分に、何箇所かに分けて分散排水するというような形で、これはもう現場の方を確認しながら安全なところに分散排水するというような形になっております。さらに後ネックなのが、森林まで形成させるとなると現場の方、歩きますとお気づきの方もいると思うんですけど、最近熱海市で大分鹿が増えていると。やっぱり鹿っていうのはここ森林を形成する上で非常に天敵になりまして、結局食われちゃうと森林形成しないと。だからこの周りに防護柵を張りめぐらすというような計画になっております。

あと斜面の方なんですけれども、森林が形成するまでの間、表土侵食等も心配されますのでまずこちらに沈砂池を設置させます。その上の緩斜面ですね、こちらについては基本的に全面植栽して森林にすると。中腹部の斜面ですね、こちらについては階段状に柵等を設置してその上に植栽すると。その間の斜面についてはすべて植生シートで緑化を図るというような方法になっています。あと上の急斜面については、基本全面に植生シートを張る。さらに種子については高木性の種子も含めた形で、森林を形成させるというようなこういう形の計画になっているというような状況でございます。で、これを進めるにあたって、11月に計画の方は承認したんですが、なかなか進まない。当方としてもここを進めてもらわないと困るということで再三に渡って指導いたしました。指導文書等も送りまして、交渉を重ねた結果、ようやく2月の頭ぐらいに連絡が来まして、ようやく業者が見つかったと。やはり向こうも場所も場所だけに、受ける業者はみんな逃げちゃってなかなかつかまらないって話をしていたんですけども、基本やっていかなきゃ困るという中で、ようやく2月の頭になって、何とか受けてくれる業者が決まったと。それを受けまして、業者はいつ入るんだということで、そういう話をしましたら、2月27日に業者が入るという話だったので、当方も現場の方に入りまして、現地を確認してきたというような状況です。で、業者が着手してから約10日ぐらいのこれ3月7日の映像なんですけれども。今、まず最初に危険なこの土砂投棄された土砂ですね。これがやっぱり最重要なものですか

ら、まずここから着手して土砂の撤去に入っているというような状況です。これは3月7日の状況ですね。ここちょっとオーバーハングしているんですが、その10日後、一昨日現場の方見てきたんですが、ほぼこちらの方の中腹部の土砂については撤去が完了しているような状況です。これは下側から見たところなんですけれども、こちらの多分クスノキの切り株か何かなんですけれども、この3月7日の時点ではちょっと埋まっちゃっているような状況ですね。10日後、3月17日ですともうほぼ根株まで出ましてですね、一応中腹については地山まで土砂撤去されているということで、全体の3割から4割ぐらいまでは何とか今撤去は終わっているかなということで、当初想定しているものよりかなり早いペースで作業の方は進めていただいているというような状況でございます。

今のところですね、基本的には、市で定めている地域森林計画っていう計画がございまして、その中に認められた樹種があります。今のところの計画では杉とかヒノキとか広葉樹ですと山桜ですね、その辺を選定するという話なんですけれども、基本的にその苗木ってあまり本数が多いと、在庫なんかもあるものですから、少なくともその地域市町村森林整備計画に設定された樹種の中から選んで、規定本数を植えていただくというような形になります。

具体的にこれやってどうなるのかっていうのは、多分イメージ的に分かりにくいと思うので、同じような工法を使って当方で発注している治山事業の山腹工事というのがありまして、その状況写真をご説明させていただきたいと思えます。伊東市の池地区というところがございまして、令和元年度に台風災害がありまして、かなり山腹が崩れたという現場がございまして、これが現場の発災直後の写真です。この次の写真なんですけれども、今のところを成形して、同じような工法で緑化を図ったというような工法です。基本的にシートをベースにしたものなんですけれども。こういう形でシートを張っていったんですが、これは1年5か月後ぐらいの状況ですね。ほぼ緑化が進んで、こういうふうになるとほとんど表土の流出がなくなるものですから、基本的にはこういう形で収めたいというふうに思っています。次の写真、こちらはさらにでかい山腹崩壊地なんですけれども。これも同じ伊東市で、土質的にも熱海市さんの土質と似たような所なんですけれども。これが発災直後の状況、これは施工後の直後の写真ですね。同じような形で植生マットをベースにしたような緑化工になります。で、これがあと5か月後はやはり日当たりのいい場所とかその土の状況にもよるんですが、かなり場所が良いとこういう形で緑化がかなり早く進むということで、完成形としてはこういう形を目指していく。完成と言ってもこれにさらにまた高木の植栽木があるものですから、それが成立して森林に戻すまでが工事だと思っています。

ちょっと着目していただきたいのはですね、この腹付き盛土ところの部分ですね。こちらはシート張っていないんですよ。こちらはマットを張っている所とそれが半年ぐらい経つとこれだけ差が出てくるということで、基本的な今回の指導の中ではですね、この植生シートも全面に張ってもらうということで少なくともこういう形で緑化を図りたいと思っております。いずれにしても当方の森林工事に関しては、通常の土木工事とちょっと違って、通常土木工事というのは構造物ができたなら終わりっていう話なんですけれども、当方の森林整備工事というのは、森林ができて初めて復旧ということになるものですから、この工事が終わったとしても、その後数年森林が形成されるまでは、監視体制をしきります。基本的なパトロールをして完全に指針に基づき指導を続けていくという形で進めていきたいと考えております。

あと先ほどパトロールの話をしたんですけれども同じような形で毎週ここは監視していると。作業中も常に行って、何か不備があれば、その都度修正して行っていくということで、完成に向けて今進めているというような状況でございます。

	す。以上です。
司 会	はい、ありがとうございました。続きまして④宅地造成箇所状況につきまして、熱海市よりご説明申し上げます。
熱海市	この箇所につきましては、平成18年に前土地所有者が分譲地を目的に都市計画法の開発許可を取得していますが経営状況の悪化から、現在開発が中断し、また法人は解散状態というところがございます。令和2年に現事業者が開発許可の地位の承継をしていると。現事業者と地位承継以降、今後の開発についての協議をしていますが、令和3年度、土石流災害以降は協議が行われていなかったというところがございますが、現在協議を再開いたしまして林地開発許可権者の静岡県様と指導を重ねており、安全性につきましても現況森林に復旧しつつあり、崩落も見られないことから、直ちに大規模な土砂の崩落や流出が発生する危険性は少ないものと見解を伺っております。引き続き定期的に監視・パトロール等を実施して参りたいと思っております。簡単ですが私のほうから報告させていただきます。以上でございます。
司 会	それでは説明は以上となります。ここで質問をお受けいたしますが、質問につきましては、本日は警戒区域の解除に向けた安全性の説明会でございますので、本日ご説明した内容につきましてのご質問とさせていただきたく存じますので、ご承知おきを願います。それでは、質問のある方は、挙手を願います。
住民4	すみません、第2の盛土の捨てられた土砂っていうのは、安全な土砂なんですか。
東部農林事務所	すみません、あそこの所なんですけれども、現場の方の状況から上の平地ありますよね、ちょうど裸地になっている部分。当時あそこの山を撥ねているんですね。そこを撥ねた土をあそこに投棄しているっていうのは、ほとんどおそらく土としてはあそこの山を撥ねた土が入っているのかな、ほとんどあそこの土かなっていうのがあります。ただ令和3年の6月ですかね、また新たに土砂投棄しているっていう連絡があって、その時に持ってきたものというのが、ちょっと他から持ってきたのかなという感じがしまして。ただ、当方としてもその土砂はどこから持ってきたものか後追いという点は、捜査機関ではないものですから、分かっていないということになります。ただ割合としては、ほとんどやはり山を飛ばしたときのあの山の土なのかなっていう感じでは認識しております。
住民4	じゃなくて、安全かどうか聞いています。
東部農林事務所	例えば何か有害物質が入っているかどうかとかいうことですかね。それで昨日岸谷地区の自治会の方にお邪魔して話をされている中でやはりそういう話が出まして。基本的に土砂の中の廃棄物等については、一応現場へ行っているんですけども、何か異物が入っているというところは確認されていません。ただその有害物質かどうかというのは、なかなか目で分からないもので、とりあえず今後熱海市さんにご相談なんですけども、おそらくその下流域なんかですと水道の方で多分水質検査なんかやられていると思うんですよ。そういう水質検査の結果から追っていくのが一番良いのかなって岸谷地区さんと話の中で出まして。そこは協力して確認していこうかって話にはなっていますので、そこはまた関係部局と調整しながら進めていきたいと思っております。 どちらにしても今施工の中で、そういうものが発見されれば、一応その担当部局に連絡して、そちらの措置をとるっていう形にはしてありますので。とにかく発見されれば、それは対応するような形の体制をとっているという形ですね。あのやらないってわけじゃないですよ、あればちゃんとやりますので。
住民4	あればちゃんとやるじゃなくて、何で最初にやらないのっていう。崩壊した土砂からいろんな物資が出てるわけでしょ。それが分かっているって何で先に検査をやらないって言うてるの。

東部農林事務所	いや、もちろん廃棄物が確認されれば、それは多分撤去対象になってくるんじゃないですか。今のところ工事してる最中ですけども、そのようなものが発見されれば、すぐ分かりますので、その都度対応していきたいと考えております。
東部農林事務所	東部農林事務所です。今、土を重機で作業してる最中なものですから、そういった廃棄物が出てくれば、すぐ分かりますよ。今のところ出てないですよ。
司 会	はい、では続きまして、他にご質問ございますでしょうか。
住民1	先ほどのご説明の中でちょっと気になることをおっしゃっておられたので、ちょっと伺いたいですけども。この復旧作業っていうのは業者任せで行われているんでしょうか。なぜこういうことを聞いたかっていうと、その片付ける業者がなかなか見つからないという表現を使っていました。ということは、その資金というのはどこから出ているものなのか、県とか熱海市が肩代わりして行っているものなのか。もしそうであるならば、業者がなかなか見つからないっていうのもちょっと奇妙な表現ですし、またこれ現所有者の相変わらず土地であるんですか。であるならば、先ほど私言いましたけどご高齢である以上、自分の命が尽きてしまったら後は知らない、だからなるべく引き延ばせっていうのが、これ正直人情だと思うんですよ。俺が生きている間に片付かなくても良いじゃないかみたいなことも考えるかもしれませんよね。ですからこの資金計画っていうのも含めて、全部見通しっていうのが担保されているのかどうなのか、そのあたりの具体性がこちらに伝わってこないと思いました。
東部農林事務所	よろしいですか。すみません、ちょっと説明不足で申し訳ございません。こちらについてなんですけども、基本的に当方の指導に従っている前提なものですから、費用についてはすべて所有者さんが持っていていただくところで動いてございます。あと、施工業者がなかなか決まらなかったって話なんですけれども、一応こちらの計画を立てているコンサルさんがいらっしやいまして、そちらが結局業者選定を任されているというところの中で、やはり全国的にマスコミ報道がされていたりとか、所有者さんのお名前が具体的にこう挙がったりとかっていうところで知れ渡っていたみたいなんですよね。なかなか踏み込めないところがちょっと多かったです。それで一応色々なところの伝手を伝えてようくやろうというところが見つかったものですから。 やっていた業者さんなんですけれども、基本的には法面工事専門の会社として、県とか国の公共工事ですか、そういうところも受けている会社なものですから、技術的なところとか仕事の仕方とかその辺は安心していただいて多分大丈夫だと思います。実績もある会社なものですから。あと費用面の心配なんですけれども、基本的に今かなりの重機が入ってやっているような状況なものですから。一旦その重機が動いている状況の中で、一安心かなというところもあってですね、最終的にこの法面を緑化するというところで植生シートなんかはかなりその資材が必要になってくるんですよ。費用面としてはそこが非常に大きなところで、実際ここについてちょっと金銭的な話っていうのは直接聞けないものなんですけども、ロットがかなり大きく量が多いものですから、資材というのもあらかじめ早目に注文しないとやはりこう入ってこないところがあって。資材の方は、ほぼ準備できているような話をされたものですから、一応こちらについての復旧についてはおそらく大丈夫かなということで踏んでおります。その補足ですけども、業者が決まらないという話につきましては、現所有者側がその業者に発注して契約しているっていうことなものですから、県とか市のお金は一切入っておりません。現所有者側のお金ですべて工事が進んでいるっていう話ですので、県の方も工事施工中は、先ほどのスライドもありましたように、1週間に1回は必ず業務現場の方に行って、進捗状況を調査して確認しています。あと工程的な話なんですけれども、一応その現場の代理の方に確認したら、おそらく実際に地山が

	<p>どこに出てくるかって話があるんですけども大体3割方今出ているところなもので、大体のところ土砂の撤去自体に2か月ぐらいを目途でそのあと緑化工に1か月ぐらい、合計3か月ぐらいで何とか仕上げたいっていうところで目指して進んでいるというような話はされていまして。一応これについては、当方も毎週現地を市と協力してパトロールしながら、進捗状況と指導を続けていくというような形になります。</p>
司 会	<p>今の回答でよろしいですか。他に質問者いらっしゃいますので、次の方でよろしいでしょうか。</p>
住民3	<p>はい。まず④宅地造成についてちょっと安全だというお話をさっきされたので、そこについて疑問をちょっと投げかけたいと思います。こちらですね、D工区と言われるところ、まず許可時に熱海市がミステイクをしています。何やったかという開発行為の変更申請をやる時に林地開発の許可を含めずに許可を出してしまったというところで、それが2006年の11月なんですね。公開された資料見ると、工事やってないのかなとずっと思っていたんですけども、実は写真が出てきて、2008年の5月30日に擁壁が崩壊して、250m下の下流の住宅街まで、土砂の流出事故が起きているという状況になってます。これに対してどういう対策をとったのか時系列をまとめていくと、実はこの5月30日になぜか林地開発許可申請が開発の申請者から出されて、静岡県東部農林事務所から静岡県の方に書類が上がってるということになってます。擁壁が倒壊した日と同じ日にですね、林地開発申請の申請が上がってるんですね。で、基本的に森林法の場合はその下流域の土砂の流出の危険性がある場合は不許可ということになるかと思うんですけども。これ熱海市さんの意見書、市町村の意見書も含めて、市町村法令に遵守してやっていただきたい的な意見書を上げてるかと思うんですけども。諮問委員会を通過して実際にはその森林法の許可を受けているという状態なんですね。で、これ1回だけじゃなくて6月の17日だったかな、同じ年の2回起きてます。皆さんのお手元にある写真もこの白い線よく見ていただいたら分かるんですけども、歯抜けになっている場所があるんですね。これ擁壁倒壊した場所なんです。それが倒壊したまま12mの高さの擁壁がそのまま今残置されているという状態ですね。このブロック擁壁通常5mまで、盛土の場合5mまでで、上にその盛土がさらにある場合にはその別の構造のところ、壁厚の厚いものにしなければならないんですけども。これが今現在もそのまま残っているのではないかということで去年の6月ぐらいから熱海市さんの方には問いかけしてます。で、なぜ12mかというその点群データ公開されていたのでそれで横断図を見ると、この辺のか所もですね、基本的に12mぐらいの高低差があるという状態なので、基本的には安定している状態にはない、たまたま崩れてないだけだと。たまたま崩れてないだけとか実際崩れてますんで。これは安全とは言えないというふうにも断言していいと思うんですけども。それがいまだに残置されているというのを、熱海市さんは先ほども安全だという評価をされていると。直ちに崩れる危険性はないという話はしているんですけども今回これ、開発行為の敷地内なので、当然こういうものはその申請の審査段階からきちっとチェックをされてなきゃ駄目なんですけども、それも行われてない。問題なのはここの工事ですね。この擁壁が倒壊しているということは許可前に工事をやっていたわけですよ。だから事前に工事をやっていて事後に許可をおろしたと。これ、申請の出し方として順番が完全に逆なので、都市計画法の許可を取っているんで、都市計画法は良いんですけども森林法的には完全にNGというところで。許可の出し方もそうなんですけども、今回その安全性というところだけ見ても、これは極めて危険な状態が残置されて、1年近く問合せをしているんですけども、一向に危険性については今すぐ崩れる状態ではないという評価を</p>

	<p>していると。これって発災前と今の現状がその危険性に対する認識があまり変わっていないのではないのかなというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょう。</p>
熱海市	<p>はい。熱海市まちづくり課です。安全性の放置というご質問ですが、先程④の報告をさせていただいた中に、行為者にどのような状況になっているのかということ把握していただき、是正に向けて、早急に対処できるように協議を進めてまいりたいということで、県、市と共同で連携しながら協議の場が進み始めたところでございます。安全性についても継続的に定期的なパトロールを行うことで、安全性、危険性について把握できるようにしていきたいと考えております。</p>
司 会	<p>それでは次、ちょっと時間もなかなか迫ってきておりますので。</p>
住民3	<p>もう1点排水についても、これ質問状を送らせていただいているので、理解されているかと思うんですけど、元々、ここ排水的にはこの2系統で初めて流せるっていうそういう設計になっているんですね。実際ここ未完成ですと。未完成でどうなっているかという、ここの今できているその道路部分に水が集中して、ここの区域の極ですね、ここを通過して下に水が流れていくと。元々この2系統でぎりぎりの排水なので、当然こう来たら溢れるわけです。これについてもずっとご指摘しているんですけども、あまり明確な回答がないと。なので、本来であればここはもうかなり大規模な排水工事をやらないと、是正にはならないんですけども、そこもあまり明確な回答がないのと静岡県さんにおきましては、ここの排水施設一切その検証に加えていただけないと。何回も私、指摘しています。結果的にはその地下水説というのを出してきているんですけども、それに対しても非常に不信が強いということで、本気でその原因究明やる気持ちがあるのかなと。正しく安全、回復する意思が本当にあるのかなというところが、非常に疑問なんですけれども。その辺は誰に聞くかというのもあるんですけども、非常に疑問に思ってますということ、まずここでお伝えしておきたいと思います。</p>
司 会	<p>今のご意見というところでよろしいですか。 はい、他にいかがでしょうか。よろしいでございますか。本日はこのような説明会を設けさせていただきましたが、また今後も形は別としてもこういった情報発信の方はさせていただきますので、またご承知おき願いたいと思います。それでは以上をもちまして、逢初川源頭部の北側隣接地等の説明会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ご参加いただきまして、ありがとうございました。</p>